

重要事項説明（医療保険）

1 事業の目的及び運営の方針

【事業の目的】

要介護状態及び要支援状態と認定された利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします

【運営の方針】

24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保・教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健、医療、福祉との連携のもとサービスの提供に努めます

2 事業所の概要

事業所名	川崎大師訪問看護ステーション
所在地	川崎市川崎区大師駅前1-2-9 ディア-川崎大師3階
事業者指定番号	神奈川県 146,509,001,4号
管理者・連絡先	管理者：古川眞里 連絡先：044-266-2180
サービス提供地域	川崎区・幸区の一部

3 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	看護師・主任介護支援専門員	1名（常勤 1名）
看護師	訪問看護	常勤換算で2名以上
リハビリ	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士	必要に応じて
事務担当職員	事務員	必要に応じて

（注）＊時期により人員に多少の変更があることがあります

4 営業時間

区 分	平 日	土曜日	日曜日・祝日
営業時間	9：00～17：00	9：00～12：00	原則休日

（注）年末年始（12/30～1/3）は「休日」の扱いとなります

5 サービス利用料及び利用者負担

（1）サービス利用料は、医療保険の適用を受けるサービスの利用料金です

（2）利用料は別紙に記載する通りとします

- ① 利用者負担金は、サービス利用の翌月の25日（郵便局）、27日（銀行等）ご指定口座から引き落とします
- ② 利用者負担金滞納については、利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3か月分以上滞納した場合には、事業者は1か月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の通知をすることができます

（3）訪問看護内容

- ① 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです
- ② 事業者は、別紙の通り訪問看護サービスを提供します
- ③ サービスは、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します

- ④ 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士によるリハビリを目的とした訪問は、状態の変化等に合わせ、看護師と連携して行います

(4) サービス提供の記録等

- ① サービスを提供した際には、電子カルテを使用して必要事項を入力しています
 ② 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況及び目標達成の状況等に関する「訪問看護報告書」等の記録を作成します
 ③ 事業者は、前記「訪問看護記録書」「訪問看護報告書」等の作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します

6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先（又は前記のサービス責任者連絡先）までご連絡下さい 連絡先：044-266-2180
 (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。全日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です）

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

7 通常の事業の実施地域

川崎市川崎区全域、幸区一部

8 緊急時における対応方法

別紙（24時間連絡体制）の通り

9 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し適切な研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます

10 ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します
 (2) 利用者の事業者職員に対する、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します

11 個人情報の管理方法

契約書に準ずる

12 非常災害対策について

事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災及び風水害・地震などの自然災害を想定した事業継続の計画を策定するとともに、年2回の研修（シュミレーション）を実施します

13 相談窓口及び苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

当事業所の相談コーナー 対応時間 平日9:00~17:00	電話番号 044-266-2180 FAX番号 044-266-2189 相談員(責任者) 古川 真里
-------------------------------------	---

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

市町村介護保険相談窓口	所在地 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号 044-200-2678 (本庁) 044-201-3283 (川崎) 044-271-0161 (大師) 044-322-1996 (田島) 対応時間 平日 9:00~17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 横浜市神奈川区青木町9-1 苦情専用 0570-022-110 対応時間 平日 8:30~17:15

14 法人の概要

名称・法人種別・代表者名	医療法人 誠医会 理事長 宮川政久
本部所在地・電話番号	川崎市川崎区大師駅前2-13-13 044-222-3255
併設施設	宮川病院(一般病院)、 療養通所介護まこと

15 その他

(1) サービス提供の際事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい。金銭管理が必要な方は別途ご相談下さい
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますのでご了承下さい
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます
- ④ 安全にケアを行うためにもペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いいたします。また、職員がペットに噛まれた場合は治療費を請求させて頂くことがあります
- ⑤ 職員を撮影する場合は一言お声をかけて下さい。安全のための見守りカメラも同様です
- ⑥ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りいたします
職員への暴言・暴力・ハラスメント等によりサービスの中断や契約の解除をお願いする場合があります

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約にあたり上記の通り説明いたします

事業者	所在地	川崎市川崎区大師駅前1-2-9
	事業者名	川崎大師訪問看護ステーション
	説明者	古川 眞里 印

サービス契約にあたり上記の説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名 印

代理人又は立会人
住 所
氏 名 印